



発行 東京都

目次

告示

公告

○国土利用計画法による監視区域の指定……………
……………(都市整備局都市づくり政策部都市計画課)……………

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………

○開発行為に関する工事完了……………
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………

○東京都労働会館の休館……………
……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………

告示

●東京都告示第一号

国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第二十七
七条の六第一項の規定により、監視区域を次のとおり指定
する。

平成二十二年一月五日

東京都知事 石原 慎太郎

一 区域 小笠原村の区域のうち都市計画法(昭和四十三

年法律第百号)第五条第一項の規定により都市
計画区域に指定されている区域
二 期間 平成二十二年一月五日から平成二十七年一月四
日まで

●東京都告示第二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第
一項の規定により、特定有害物質によって汚染されている
区域を指定する。

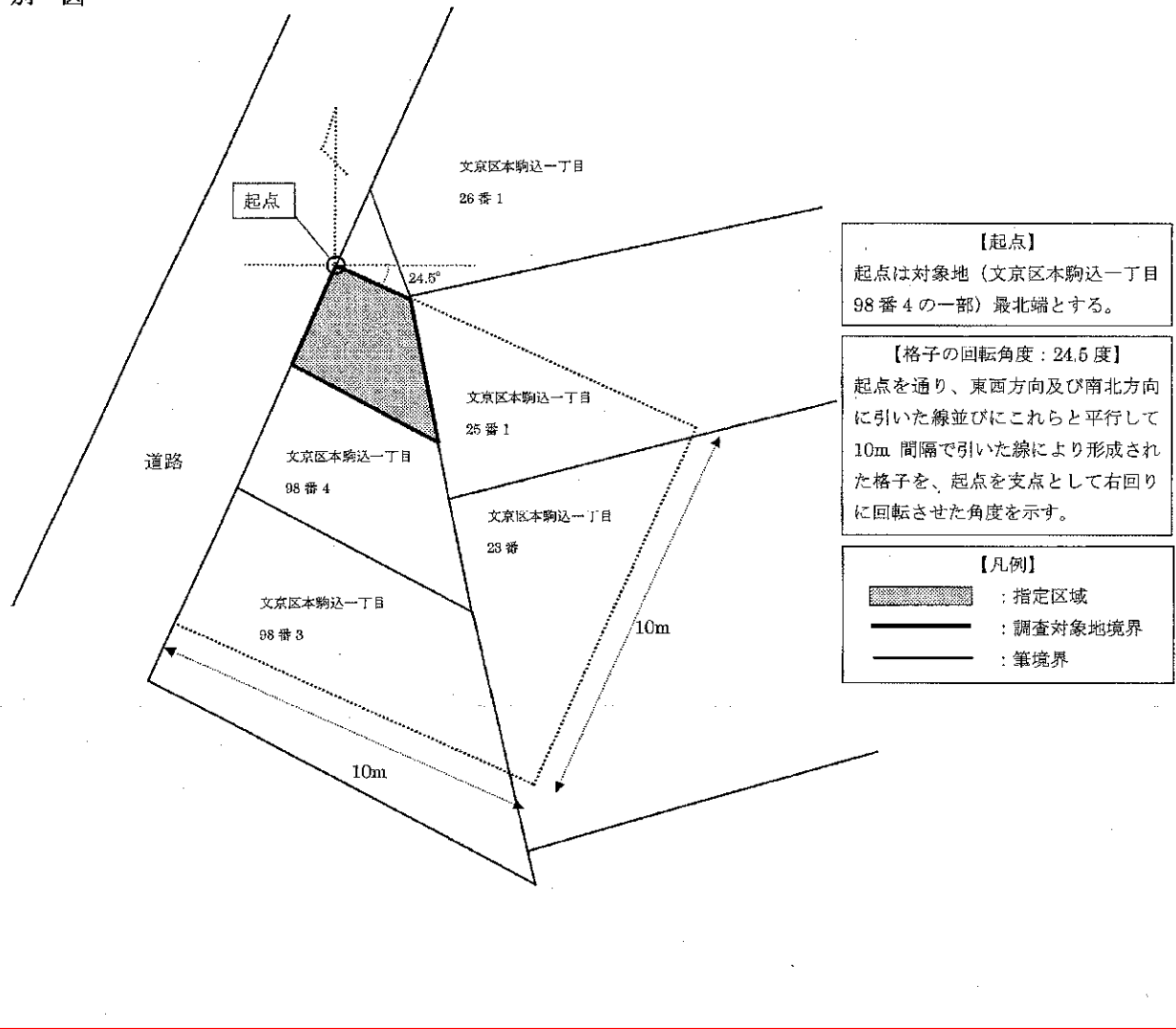
平成二十二年一月五日

東京都知事 石原 慎太郎

一 指定する区域 別図のとおり(文京区本駒込一丁目九
十八番四の一部)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第十八条第一項の基準に適合していない特定有害
物質の名称 テトラクロロエチレン

別 図



●東京都告示第三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されている区域を指定する。

平成二十二年一月五日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 指定する区域 別図のとおり（大田区池上四丁目七百三十六番一の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第十八条第二項の基準に適合していない特定有害物質の名称 シアン化合物